



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

727 労働条件等実態調査の実施	(労働政策課)..... 1
728 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 2
729 保安林の指定施業要件の変更	(")..... 2
730 "	(")..... 3
731 公共測量の終了	(技術調査課)..... 3
732 道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
733 道路の供用開始	(")..... 4
734 道路の区域変更	(")..... 4
735 "	(")..... 5
736 道路の供用開始	(")..... 5

○ 警察本部告示

8 一般競争入札による落札者の決定 5
-------------------	---------

告 示

和歌山県告示第727号

和歌山県統計調査条例(平成21年和歌山県条例第22号)第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

労働条件等実態調査

(2) 目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。

2 調査対象の範囲

次に掲げる範囲に属する事業所

(1) 地域的範囲

和歌山県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する事業所

ア D 建設業

イ E 製造業

ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業

エ G 情報通信業

- オ H 運輸業, 郵便業
- カ I 卸売業, 小売業
- キ J 金融業, 保険業
- ク K 不動産業, 物品賃貸業
- ケ L 学術研究, 専門・技術サービス業
- コ M 宿泊業, 飲食サービス業
- サ N 生活関連サービス業, 娯楽業
- シ O 教育, 学習支援業
- ス P 医療, 福祉
- セ Q 複合サービス事業
- ソ R サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 事業所の現況
- イ 採用、賃金、休暇の状況
- ウ 多様な働き方の導入状況
- エ 高齢者雇用の有無等
- オ 育児及び介護休業制度の利用状況等
- カ パートタイム労働者の雇用状況
- キ 女性の活躍促進
- ク 労務管理の状況

(2) 基準となる期日

令和3年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約730事業所

5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

6 報告を求める期間

調査票が到着した日から令和3年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、令和3年9月30日まで期間を延長するものとする。

和歌山県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木536の5、537の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第730号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第731号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき印南町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ更新)
- 2 作業期間 令和2年9月1日から令和3年2月15日まで
- 3 作業地域 日高郡印南町の一部

和歌山県告示第732号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字小川字下新田783番3地先から同町大字小川字五四三1490番1地先まで	旧	8.98 } 98.02	1,439.60	県道楠本小川線との重用延長1,186.20メートルを含む。
同上	新	8.98 } 64.00	1,439.60	県道楠本小川線との重用延長1,186.20メートルを含む。

和歌山県告示第733号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字小川字下新田783番3地先から同町大字小川字五四三1490番1地先まで

供用開始の期日 令和3年7月20日

和歌山県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字冷水547番1地先から同町動木字冷水549番2地先まで	旧	8.05 } 13.01	174.16	

同上	新	10.48 } 27.11	174.16	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町岡字宮代379番3地先から同町岡字宮代426番1地先まで	旧	7.80 } 19.80	191.90	
同上	新	11.90 } 24.90	191.90	

和歌山県告示第736号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岡字宮代379番3地先から同町岡字宮代426番1地先まで

供用開始の期日 令和3年7月20日

警察本部告示**和歌山県警察本部告示第8号**

交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年7月20日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通系仮想化基盤構築委託及び機器賃貸借業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース・富士テレコムコンソーシアム
（代表者）富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
（構成員）富士テレコム株式会社
東京都板橋区板橋一丁目53番2号 TM21ビル
- 5 落札金額
95,766,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,706,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年4月2日